

名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針

名古屋市教育委員会

「ナゴヤ子ども応援大綱」及び「第3期名古屋市教育振興基本計画」の基本理念をふまえ、市民の信頼と期待にこたえて学校教育の振興を図るために、次の方針により、全市的視野に立って公正かつ適正な人事異動を実施する。

- 1 教職員の意欲向上及び学校教育の充実を図るため、適材を適所に配置する。
- 2 各学校の気風の刷新及び学校教育の活性化を図るため、広く人材を登用する。
- 3 将来にわたる学校教育の継承及び発展を図るため、人材の育成に資する配置を行う。

○ 令和4年度末人事異動における基本方針の具体化

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や生徒指導・教育相談に資する人事の推進
- ・ 育児や介護、通勤の利便さ等のワークライフバランスに配慮した人事の推進
- ・ 校種間交流やインクルーシブ教育に留意した交流人事の推進
- ・ 女性や若手教職員の管理職等への積極的な登用の推進
- ・ 中堅・ベテラン教職員の知識や技術の伝承に資する人事の推進

(令和4年12月8日提出 教務部教職員課)

令和4年度末 名古屋市公立学校教職員人事異動実施要項

名古屋市公立学校人事異動基本方針に基づき、人事異動の具体的な進め方について必要事項を以下のように定める。

1 校（園）長・教頭の人事について

(1) 新 任

- ① 登用に当たっては、次の点を総合的に評価し、公正かつ適正に行う。
 - ア 高い教育的識見と豊かな包容力を有すること。
 - イ 経営管理の才幹と優れた指導力を備えていること。
 - ウ 時代の進展に深い洞察力をもち、これに対処し得る能力をもつこと。
 - エ 健康で、信頼と敬愛を受けるに足る資質を有すること。
- ② 本人の能力、特性により適材を適所に配置する。

(2) 転 任

学校経営の充実と発展を図るため諸般の事情を考慮して配置換えする。

2 教員（栄養教諭を除く）の人事について

(1) 新 任

- ① 本市教育委員会の教員採用計画に基づいて採用する。
- ② 学校の教員構成を検討して適材を適所に配置する。

(2) 転 任

学校・園の事情を考慮し、次の点を総合的に判断して公正かつ適正に行う。また、配置換えを希望する者、配置換えを必要とする者については、勤務状況・指導能力・校種別歴任校・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

<高等学校>

- ① 各校の教育課程の円滑な実施を図るため、将来の教員構成を見通して配置換えする。
- ② 新規採用以来同一校勤務者については、教職経験を豊かにするため、できるだけ配置換えする。また、同一校における永年勤務者についても、可能な範囲内において配置換えする。
- ③ 定時制教育の充実のため勤務年数等も考慮し、全日制・定時制課程間の配置換えに努める。
- ④ 中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園への配置換え（校種間交流）を希望する者は、別途審議する。

<小学校・中学校・特別支援学校>

- ① 同一校に引き続き8年在職している者は配置換えする。
- ② 新規採用以来同一校に6年以上在職している者には、配置換えを強く進める。
- ③ 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- ④ 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- ⑤ 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。
- ⑥ 同一校に3年以上在職し、下記ア・イに該当する者は別途審議し交流を図る。
 - ア 高等学校、中学校、小学校、幼稚園への配置換え（校種間交流）を希望する者
 - イ 特別支援学級・特別支援学校から普通学級、普通学級から特別支援学級・特別支援学校への配置換え（特普交流）を希望する者
- ⑦ 配置換え対象者には、教職経験を豊かにするために、歴任校を勘案し異なった地域への配置換え及び校種間等の交流を強く勧める。

<幼稚園>

- ① 各園の教育課程の円滑な実施を図るため、将来の教員構成を見通して配置換えする。
- ② 新規採用以来同一園勤務者については、教職経験を豊かにするため、積極的に配置換えする。また、同一園における永年勤務者についても、配置換えを進める。
- ③ 高等学校、中学校、小学校、特別支援学校への配置換え（校種間交流）を希望する者は、別途審議する。

3 栄養教諭の人事について

(1) 新 任

- ① 本市教育委員会の教員採用計画に基づいて採用する。
- ② 食中毒対策など衛生管理面やアレルギー対応の強化に留意し、学校規模や全市的配置状況を考慮して教育委員会が必要と認めた学校に3年から5年配置する。小学校については原則1行政区当たり2校以上、小学校給食調理等業務委託校に配置する。特別支援学校については全校に配置する。

(2) 転 任

配置換えを希望する者、配置換えを必要とする者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

- ① 同一校に引き続き5年配置している者は配置換えする。
- ② 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- ③ 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- ④ 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。

4 事務職員（高等学校事務職員を除く）の人事について

<係長級事務職員>

(1) 新 任

- ① 登用にあたっては、本市人事委員会規則に則って、公正かつ適正に行う。
- ② 係長級事務職員は、係員段階事務職員とは別に小学校、中学校及び特別支援学校に配置する。なお、係長級事務職員は、小学校及び中学校については、全市的な立場に鑑み、市内全域に均等に配置するように努め、特別支援学校については全校に配置する。

(2) 転 任

全市的な立場で本市の学校事務の円滑な運営と発展を図るため諸般の事情を考慮して配置換えする。

<係員段階事務職員>

(1) 新 任

- ① 本市職員の採用計画に基づいて採用する。
- ② 1校に1名配置する。
- ③ 特に必要と認めた学校及び特別支援学校に複数配置する。
- ④ 新規採用者は複数配置校に配置するよう努める。

(2) 転 任

配置換えを希望する者、配置換えを必要とする者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

- ① 同一校に引き続き5年在職している者は配置換えする。
- ② 新規採用以来同一校に5年以上在職している者及び新規採用以来同一の複数配置校に3年以上在職している者は、経験を豊かにするために配置換えする。なお、新規採用以来同一の複数配置校に在職3年未満の者には、配置換えを強く勧める。
- ③ 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- ④ 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- ⑤ 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。

5 学校栄養職員の人事について

学校栄養職員は栄養教諭に準ずる。

6 付記

- (1) 特別な事情により配置換えをしない者については、別途審議する。
- (2) 所有する普通免許状の範囲内で担当教科の変更をする場合は、別途審議する。
- (3) その他、実施要項によりがたい場合は、別途審議する。